

調布市議会改革検討代表者会議第22回会議日程

平成24年12月26日 午前10時

於 全 員 協 議 会 室

1 第21回代表者会議合意事項【合意資料15】

- (1) 委員会席の配置について
- (2) 委員報酬の廃止について
- (3) 議場の開放について

2 検討・協議事項

- (1) 一問一答方式の導入について 継続協議
- (2) 本会議場の対面演壇設置について 継続協議
- (3) 通年議会について
- (4) 議長の議会招集権について
- (5) 反問権の付与について 継続協議
- (6) 委員会視察先決定方法について
- (7) 行政現場体験について
- (8) 市政調査費について
- (9) 基本構想特別委員会設置について
- (10) 議会基本条例について

3 その他

合意資料15：第21回代表者会議における合意事項 資料65：第22回検討資料 資料66：基本条例（案）検討資料（前文）

合 意 事 項

第22回代表者会議報告
(平成24年12月26日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	座 長 案			確認事項	方向性
			予算	主旨・目的			
1. 委員会席の配置について(整理表協議事項番号19)							
⑧ 議会の機能強化へ向けて	101	常任委員会席配置(コの字)変更		開かれた議会を目指すため、委員会審査をインターネット放映するとともに、見える委員会審査を目指す。	<input type="checkbox"/> 委員会のインターネット中継実施を契機に委員会席をコの字に配置に変更していく。 <input type="checkbox"/> コの字配置に変更することにより、委員全員がインターネット放映画面に映り、委員会室傍聴席の増加が図れる。		<input checked="" type="checkbox"/> 開かれた議会を目指すため、委員会審査をインターネット放映するとともに、見える委員会審査を目指す。
	102	議員同士が活発な議論ができるよう委員会室机配置も検討しながら自由討議できるように					
	103	委員会での議論は、理事者への質疑中心から議員同士の対角討論へ移行を目指す					
	104	委員会室における議員テーブルの配置を口型にする					
2. 委員報酬の廃止について(整理表協議事項番号26)							
⑩ その他	123	市長、教育委員会が任命・委嘱する各種委員の委員報酬を原則受けない	○	議会の独立性を堅持するため、市条例根拠の委員は就任しない。	<input type="checkbox"/> 議員の各種委員の就任は、「議会の独立性」を堅持していくことから、法令で委員の委嘱が規定されているもの以外は、委員の就任は避けていく方がよいとの基本的考えがある。 <input type="checkbox"/> 市の条例に基づいて委嘱されている委員、①消防委員会委員②表彰審査委員会委員③環境保全審議会委員の3つの委員については、議員として就任しない方向で、理事者と協議していく。 <input type="checkbox"/> 法令等に基づく委員についても、今後検討を継続していく。		<input checked="" type="checkbox"/> 議会の独立性を堅持するため、市条例根拠の委員は就任しない。
	124	議員特権をなくす(委員会・審議会などの報酬を廃止する)	○				
3. 議場の開放(フィルムコミッション協力)(整理表協議事項番号30)							
⑦	73	議場の開放(フィルムコミッション協力)		開かれた議会を目指す、フィルムコミッションに協力する、	<input type="checkbox"/> 定例会等議会運営に支障のない範囲で、フィルムコミッションの要請に協力していく。 <input type="checkbox"/> 本会議場だけに限らず、全員協議会室、委員会室も含め協力していく。		<input checked="" type="checkbox"/> 開かれた議会を目指す、フィルムコミッションに協力する、

第 22 回 検 討 資 料

第22回代表者会議提案
(平成24年12月26日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	提案会派	意見等
1. 一問一答方式の導入について(整理表協議事項番号11) 継続協議				
⑦	74	一般質問の一問一答制導入	創政会	
	77	一問一答制の導入(段階的には再質問からでも)	みんな	
2. 本会議場の対面演壇設置について(整理表協議事項番号10) 継続協議				
⑦ 議会と市長・執行部との関係	70	本会議場における対面演壇(質問席)の設置	創政会	<input type="checkbox"/> 対面演壇設置
	71	一般質問を対面式に	民主・社	
	72	質問者席の設置(理事者側と対峙し質問、答弁の間は着席。従来手法との選択制も視野に)	みんな	
3. 通年議会について(整理表協議事項番号16)				
⑧	90	通年議会(年1回首長が議会を招集し、議長判断で休会・再開を繰り返す)の提案	公明党	
4. 議長の議会招集権について(整理表協議事項番号17)				
⑧ 議会の機能強化へ向けて	91	議長が、議会の招集権を行使できるようにする	元気派	<input type="checkbox"/> 議長に議会招集権を持たせる
	92	議長に議会招集権を持たせる	生活者	

第 22 回 検 討 資 料

第22回代表者会議提案
(平成24年12月26日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	提案会派	意見等
5. 反問権の付与について(整理表協議事項番号11) 継続協議				
⑦	75	一問一答形式とし、反問権を付与	民主・社	
	76	一問一答、一括質問が選択できる規定の整備(反問権も付与する)	公明党	
6. 委員会視察先決定方法について(整理表協議事項番号21)				
⑧	113	委員会視察先決定方法等検証	創政会	
7. 行政現場体験について(整理表協議事項番号28)				
⑩ その他	126	議員全員の行政現場体験を義務付け(1年に1現場1週間の実務体験)	みんな	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <input type="checkbox"/> 1年に1現場1週間の実務体験 </div>
8. 市政調査費について(整理表協議事項番号29)				
⑩ その他	127	市政調査費の大幅アップを要求(政治・行政の先進事例習得、市民への広報)	みんな	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <input type="checkbox"/> 市政調査費の大幅アップを要求 (政治・行政の先進事例習得・市民への広報) </div>
22. 基本構想特別委員会設置について(整理表協議事項番号22)				
⑧	117	平成25年からスタートする基本構想に際し、議会としても特別委員会を設置し審議する	元気派	

議会基本条例（案）検討資料

前文	代替案	修正案 2
<p>修正案 1</p> <p>住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、調布市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。</p> <p>市長は執行機関であり、議会は議事機関であるという役割に違いがありますが、住民の代表機関としては対等な関係にあります。</p> <p>議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために、競い合い、協力し合いながら、調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。</p> <p>また、近年の地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権は拡大され、議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。</p> <p>このため、調布市議会は政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、議員間の活発な討議により政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。</p> <p>そのため、住民代表である市議会は、住民の意思を正しく汲み上げ、調布市の行財政運営に反映させなければなりません。</p> <p>こうした認識を住民とともに共有し、持続可能で自律したまちづくりを進め、議会の使命を果たすため、調布市議会の最も基本となる条例を制定します。</p>	<p>代替案</p> <p>住民が自治体の長および議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、調布市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。</p> <p>議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させることが必要です。</p> <p>近年の地方分権の推進により、地方自治体の自己決定権は拡大され、議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。</p> <p>このため、調布市議会は政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。</p> <p>公平性、公正性及び透明性を確保し、市民にわかりやすく開かれた議会運営のもと、市民への情報提供と共有化を図り、市民との対話を重ねるとともに、議員間の活発な議論により政策提言や政策立案を積極的に行っていくものです。</p> <p>こうした認識を市民とともに共有し、持続可能な自立したまちづくりを行い、議会の使命を果たすため、調布市の議会の最も基本となる条例を制定します。</p>	<p>修正案 2</p> <p>住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、調布市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。</p> <p>市長は執行機関であり、議会は議事機関であるという役割に違いがありますが、住民の代表機関としては対等な関係にあります。</p> <p>議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために、競い合い、協力し合いながら、調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。</p> <p>また、近年の地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権は拡大され、議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。</p> <p>このため、調布市議会は政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、議員間の活発な討議により政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。</p> <p>そのため、住民代表である市議会は、住民にわかりやすく開かれた議会運営のもと、住民の意見を正しく汲み取り、<u>住民への情報提供と共有化を図り</u>、調布市の行財政運営に反映させなければなりません。</p> <p>こうした認識を住民とともに共有し、持続可能で自律したまちづくりを進め、議会の使命を果たすため、<u>調布市議会の基本となる条例</u>を制定します。</p>